

外国株式（米国株式）取引に関する説明書

moomoo 証券株式会社

令和 5 (2023) 年 9 月

お取引にあたっては、本説明書を十分ご理解いただき、記載された事項をご承諾のうえ、お客様ご自身の判断と責任において行っていただくようお願いいたします。

I. 外国株式取引概要

1. moomoo 証券の外国株式取引について

- (1) 当社では、インターネットを経由して海外市場において外国株式の取引をリアルタイムで行えるサービスを提供します。なお、外国株式には、上場投資信託(ETF)を含みます。上場投資信託(ETF)について、本説明では、「株数」に関しては「口数」と、「配当金」に関しては「分配金」と読み替えて適用されます。
- (2) 当社では、米国ニューヨーク証券取引所(NYSE、NYSE Arca 及びNYSE American)及びナスダック(NASDAQ)に上場する銘柄のうち、当社が任意に選定した銘柄の取引が可能です。当社で取引が可能な銘柄につきましては、当社が運営する moomoo アプリ上で確認することができます。当社では、外国株式において租税条約に定める限度税率（もしくは制限税率）を超えて外国源泉税が課された場合の、限度税率超過分（もしくは制限税率超過分）の還付請求は対応していません。
- (3) 当社が選定した銘柄は、個別銘柄の売買の推奨または勧誘を目的としたものではありません。投資にあたっての最終判断はお客様ご自身でお願いします。

2. 外国株式取引の開始について

2.1 取引開始基準

- (1) 当社の外国株式取引は、当社の「インターネット取引取扱規程」に従い、インターネット取引サービスを利用されているお客様を対象といたします。外国株式取引を行うには、当社の「約款・規約集」に同意頂く必要がございます。
- (2) 海外勤務等により出国し「(本邦) 非居住者」に該当される場合や、米国籍、グリーンカード(米国永住権)保有、米国居住のお客様につきましては、お取引い

ただけません。

2.2 取引開始までの流れ

外国株式取引の開始にあたり、インターネット経由（moomoo アプリ又は当社のホームページ経由、以下同じ）又は当社所定の方法で次のお手続きが必要になります。

- (1) 当社に証券総合取引口座（以下「口座」または「本口座」といいます。）を開設されていないお客様は、口座の開設をお願いいたします。
- (2) 本説明書及び「為替取引に関する説明書」を熟読いただき、ご理解ご承諾のうえ、お申し込みください。
- (3) お客様のお申し込み内容を審査後、口座申し込み完了のお知らせを配信いたします。
- (4) その後、外国株式取引（及び為替取引）をご利用いただけるようになります。

2.3 外国株式取引における注意事項

(1) リスクについて

- (a) 株価の変動により、投資元本を割り込むことがあります。また、発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により、投資元本を割り込むことがあります。
- (b) 上場投資信託(ETF)は、連動する指数等の変動により価格が変動し、投資元本を割り込むことがあります。
- (c) 為替相場の変動により損失を被ることがあります。
- (d) 外国証券は、さまざまな国の発行体によって発行されます。したがって当該国の政治・経済・社会情勢等により大きな影響を受けます。また現地規制の変更等による通貨価値の大幅な変動や流動性の低下、市場の機能停止の可能性など、様々なカントリーリスクが存在します。

(2) 諸通知

当社の寄託に係る外国証券についての諸通知は、当社において別途定めがないかぎり、moomoo アプリ経由又は当社のウェブサイト上への掲載する方法等、電子媒体による方法等により行うことがあります。

(3) その他の注意事項

- (a) 為替取引は、「為替取引に関する説明書」に定める範囲でお取引が可能です。
- (b) 外国株式取引により購入された外国株式は、原則として国内株式信用取引の委託

保証金代用有価証券にはなりません。

(4) 総合取引約款等の適用

外国株式取引は、本説明書の他、当社の「証券総合取引約款」、「インターネット取引取扱規程」、「外国証券取引口座約款」及び「為替取引に関する説明書」等によるものとします。

(5) 外国株式取引に関する説明書(本説明書)の変更

- (a) 本説明書は、法令の制定・変更、または監督官庁の指示、その他必要が生じたときには変更されることがあります。
- (b) 当社は、お客様に対し事前又は事後に通知を行うことにより、又は緊急を要するときは通知を行うことなく、本説明書の全部又は一部を変更する場合があります。
- (c) 変更の内容が、お客様の従来の特権を制限する若しくはお客様に新たな義務を課すものであるときは、その内容を通知します。この場合、所定の期日までに異議のお申出がないときは、その変更にご同意いただいたものとして取扱います。
- (d) 前(a)及び(b)の通知は、お客様へ電子的な方法により行われます。
- (e) 前(a)及び(b)の通知は、変更の内容が軽微であると判断される場合は、当社ウェブサイトまたは moomoo アプリ上の掲示による方法により行うことができるものとします。

II 外国株式取引の受渡代金の決済方法について

お取引は前金制です。決済方法は現地通貨による「外貨決済」または日本円による「円貨決済」をお選びいただけます。「円貨決済」による買い注文を発注される際には、日本円の買付余力の範囲においてご注文いただけます。ご注文発注時に、日本円の買付余力から概算受渡金額を拘束いたします。「外貨決済」による買い注文を発注される際は、事前に当社にて為替取引を行っていただき、現地通貨で当該発注額に相当する額の預り金をご用意ください。

1. 外貨決済

- (1) 「外貨決済」による買い注文を発注される際には、事前に当社にて為替取引を行っていただき、現地通貨で当該発注額に相当する額預り金をご用意ください。現地通貨の買付余力の範囲においてご注文いただけます。
- (2) 「マイページ」>「設定」>「取引設定」で「多通貨買付（円含む）」が有効と

なっている場合は、株式の買付時のみ、円貨と外貨の合計の預り金の余力の範囲で行えます。株式等の注文時の買付余力に円貨の預り金が加味され、外貨の不足分（あるいは全額）は円貨で一旦拘束されます。翌営業日 10 時時点で残存する外貨の不足分（あるいは全額）は、翌営業日の日本時間午前 10 時以降に当社為替レートで米ドルに両替されます。

- (3) 口座開設後の初期状態では、「多通貨買付（円含む）」および「自動両替（外貨→円）」とも無効の「外貨決済」に設定されています。
- (4) 「多通貨買付（円含む）」のみが有効になっている場合、リアルタイム両替および株式の売却により発生した外貨は両替の対象になりません。自動で全ての外貨を円に両替されたい方は「自動両替」機能をご利用ください。
- (5) 現地通貨での入出金は、お取扱できません。
- (6) 為替取引につきましては、「為替取引に関する説明書」をご参照ください。

2. 円貨決済（自動円転）

- (1) 「マイページ」>「設定」>「取引設定」において、「多通貨買付（円含む）」および「自動両替（外貨→円）」のいずれも有効に設定されている場合、翌営業日 10 時時点の口座内外貨残高が、翌営業日に自動的に円に両替される「円貨決済」をご利用いただけます。「円貨決済」による買い注文を発注される際は、日本円の買付余力の範囲においてご注文いただけます。ご注文発注時に、日本円の買付余力から概算受渡金額（円貨）を拘束させていただきます。なお、「期間指定」注文においては、参考レートの変動により拘束させていただく金額に不足が発生した場合は、当該注文は失効となります。「期間指定」による買い注文発注の際は、余裕を持った資金のお預け入れをお願いいたします。
- (2) 概算受渡金額(円貨)には、為替レートの変動による不足金が発生しないよう、直近の参考レート（対円レート）に通貨ごとに定めたレート〔米ドルは 105%〕を乗じて算出いたします。実際の 受渡金額とは異なりますのでご注意ください。なお、上乘せするレートは、為替の変動状況などを考慮のうえ、当社の独自の判断により変更することがあります。

- (3) 各通貨の直近の参考レートとは、外国為替の銀行間取引市場（インターバンク）レートを参考とし、適正になるように当社で決定された当社為替レートとなります。
- (4) 「円貨決済」も、取引日中は「外貨決済」同様、外貨で口座残高が発生します。「円貨決済」を選択されている場合、取引日終了時点の外貨残高が、翌営業日に当社が決定した為替レート（以下、「自動円転レート」といいます）により自動的に日本円に両替されます。
- (5) 口座開設後の初期状態では、「多通貨買付（円含む）」および「自動両替（外貨→円）」とも無効の「外貨決済」に設定されています。
- (6) 為替相場が大きく変動した場合、不足金が発生することがございます。不足金が発生した場合には受渡日までにご入金ください。

3. 注意事項について

3.1 約定後の受渡金額（円貨）の算出について

- (1) 「円貨決済」ご選択の場合、約定日の翌営業日〔日本時間午前 10:00 時以降〕に「自動円転レート」（当社が決定した為替レート）を基に受渡代金（円貨）を算出いたします。
- (2) 当社「自動円転レート」には、為替スプレッドが含まれております。なお為替スプレッドは、当社提携先の外国為替業者から提供されるものであり、そのスプレッドは固定ではありません。為替の変動状況次第ではスプレッドが大きく開くこともございますのでご注意ください。
- (3) 「自動円転レート」は、当社が提携する外国為替業者から提供されるものをそのまま利用しています。為替スプレッドは当該外国為替業者が提供しているものであり、当社としてスプレッドの加減算や別途両替手数料などは設定しておりません。

3.2 日本円の買付余力への反映タイミングについて

売付約定後の売却代金が日本円の買付余力に反映するのに時間がかかる場合がございます。約定時点では速やかに日本円の買付余力に反映しない場合がありますので、当該買付余力を基にご注文を発注される際はご留意願います。

3.3 その他留意事項

- (1) ご注文を発注した時点では当社「自動円転レート」は確定されません。

- (2) ご購入された外国株式に配当金等が発生した場合の受取通貨は現地通貨となります。「円貨決済」を設定されている場合は、翌営業日に日本円に両替されます。
- (3) 当社の事由により、円貨決済注文を受付けできない場合がございます。

Ⅲ 米国株式の現物取引について

米国株式の現物取引について以下ご説明します。

1. 取引までの順序

当社取引ツール上での取引開始手続き完了後のお取引(買い注文の場合)は次の順序になります。「外貨決済」・「円貨決済」のどちらも、買付余力の範囲内での注文が可能です。「外貨決済」による買い注文は、米ドルの買付余力の範囲においてご注文いただけます(ただし、「多通貨買付(円含む)」が有効になっている場合は、円貨での買付は可能です)。事前に当社にて別途為替取引を行っていただき、米国株式取引に必要な預り金(米ドル)をご用意ください。「円貨決済」による買い注文は、日本円の買付余力の範囲においてご注文いただけます。なお、為替取引につきましては、「為替取引に関する説明書」をご参照ください。

- (1) 取引ツールにログイン後、「取引」メニューから、入金及び外貨決済のための為替取引を行うことができます。外貨決済を行うには、事前に為替取引を行い、取引に必要な外貨を準備する必要があります。
- (2) 取引画面(注文入力画面)にアクセスするには、取引をしたい銘柄を選択して「銘柄情報」画面に移ります。銘柄情報画面では、株価やチャートなどの「投資情報」などが参照できるとともに、取引画面にアクセスすることができます。
- (3) 取引画面には、「取引」メニューや、「本口座」メニューなどから遷移することもできますが、その場合は取引画面で銘柄名またはティッカーを指定する必要があります。
- (4) 取引画面(注文入力画面)では、「外貨決済」をご選択の場合には米ドルの買付余力の範囲において、「円貨決済」をご選択の場合には日本円買付余力の範囲においてご注文いただけます。

※米ドルの残高(預り金)は金利がつきません。

※一般に為替差益は、個人のお客様の場合、雑所得(またはその他の所得)として総合課税の対象となりますが、詳しくは税理士、または税務署等にお問合せください。

ださい。

- (5) 「本口座」メニューからは、「注文履歴」、「資金詳細」、「口座詳細」などにアクセスし、口座状況を確認することができます。

2. 取扱銘柄

- (1) 当社が取扱銘柄は、ニューヨーク証券取引所 (NYSE、NYSE Arca 及び NYSE American)、ナスダック (NASDAQ) に上場の銘柄のうち当社の選定した銘柄となります。当社取引ツールからご確認ください。
- (2) 当社の選定した銘柄は、個別銘柄の売買の推奨または勧誘を目的としたものではありません。投資にあたっての最終判断はお客様ご自身でお願いします。

3. 取引方法

取引種類	インターネットを通じた有価証券の現物取引
価格	指値・成行・逆指値（成行）・逆指値（指値）。 ※逆指値注文は、参照価格と注文価格を指定する注文方法です。参照価格とは「注文する銘柄の株価が予め指定した価格になること」を指します。注文価格は指値と成行の指定が可能です。
有効期限	当日中もしくは期間指定 ※期間指定の有効期間は発注日を含めて最長 90 日まで指定することができます。成行の場合は当日中のみ注文可能です。
取引単位	1 株以上、1 株単位 1 注文の上限金額：当社所定金額
呼値	株価が 1 ドル以上の場合は 0.01 ドル単位 株価が 1 ドル以下の場合は 0.001 ドル単位
決済方法	米ドルによる「外貨決済」または日本円による「円貨決済」 ※前金制
両替為替レート	①リアルタイム為替レート

	<p>お客様ご自身で 24 時間外貨両替ができるレートです。</p> <p>②自動円転レート</p> <p>主に「自動円転」設定時に、口座の外貨残高の両替に利用されます。</p> <p>※①②とも取引約定日の翌営業日に当社が外部の為替業者から取得した為替レートとなります。また為替レートのスプレッドは当該為替業者に依拠し、固定ではありません。</p> <p>③適用為替レート</p> <p>主に源泉徴収税額や消費税額等の算出に利用されます。約定日午前 10 時の金融機関公示レート (TTS/TTB) を利用します。</p>
--	--

※米国の市場では日本の市場と異なり、個別銘柄ごとのストップ高、ストップ安がありません。従いまして、成行注文の場合、現在値と著しく異なる値段で約定する可能性があります。また、当社の米国株式取引は原則として最良気配価格を提示する市場を自動的に判定して執行（詳細は本節Ⅲ「米国株式の現物取引について」の第 5 項「注文受付時間・約定日・受渡日」の注記を参照）しますので、寄付前の成行注文が、必ず始値で約定するわけではございません。なお、成行注文の注意点は本節Ⅲ「米国株式の現物取引について」の 12 項「成行注文のご注意事項」を必ず参照いただきますようお願いいたします。

4. 手数料

米国株式の取扱手数料は、「契約締結前交付書面集」及び当社ウェブサイトまたは moomoo アプリ上にてご案内しております。

5. 注文受付時間・約定日・受渡日

(1) 通常注文

米国市場取引時間中は、リアルタイムでお取引が可能です。ご注文は一部の時間を除き受付けております。注文受付を停止する一部の時間につきましては、当社ウェブサ

イトにて詳細をご確認ください。

(2) 約定日/受渡日

当社の国内約定日は、お客様の注文が約定した日とします。また、受渡日は、約定日から起算して3営業日目を受渡日とします。(米国カレンダーに準じたもの)

※当社の米国株式取引は、お客様からのご注文を、現地証券会社を通じて、米国の各金融商品取引所や、ECN(電子証券取引ネットワーク)と呼ばれる一種の私設証券取引システム等から、原則として最良気配価格を提示する市場を自動的に判定して執行します。そのため、株式が上場している市場以外に発注されることもございますので、あらかじめご了承ください。

※配当等の権利付最終日をまたぐ「期間指定」注文を承ることはできません。権利付与が急に決定、あるいは公表された場合など、当社の定める事項に該当した際には、有効期間中のご注文であっても、原則権利付最終日をもってご注文を失効させていただきます。

※当社または取次先等の事由によりご注文を受付けできない場合もございます。また、注文受注後であっても、取引所・取次先等の事由により失効される場合もございます。当該場合、当社は遅延なく当社所定の方法により、お客様にお知らせします。

6. コーポレートアクションについて

(1) 配当金等は、当社がお客様に代わって受領し、金銭にてお客様にお支払いします。

この際、当社の受領手続において、当社が当該株式の発行者の所属する国の諸法令、または慣行等により費用を徴収されたときは、当該費用はお客様のご負担とし当該配当金等から控除するなどの方法により徴収させていただき、その残額をお支払いいたします。

(2) 外国証券に関し、新株引受権または新株予約権が付与される場合は、原則としてすべて売却処分のうえ、その売却代金を(1)の規定に準じて処理します。

(3) 株式配当、株式分割、無償交付、減資または合併による株式交換等により割当てられる株式は、当社を通じ本口座により処理いたします。ただし、米国の有価証券市場における売買単位未満の株式は、原則としてすべて売却処分のうえ、その売却代金を前(1)の規定に準じて処理いたします。

(4) 前(3)の規定により割当てられる株式に源泉徴収税が課せられる場合には、当社

の任意により割当てられた株式を売却するときはその売却代金を前(1)の規定に準じて処理し、割当てられた株式を売却しないときは当該租税相当額を本口座から控除するなどの方法により徴収させていただきます。

- (5) 外国証券に関し、前(1)～(4)以外の権利が付与される場合は、当社の判断により売却処分の上、その売却代金を前(1)の規定に準じて処理することがあります。
- (6) 当社では、お客様からお預りしている株式を、「外国証券取引口座約款」の第17条(外国証券の保管、権利及び名義)の規定により、お客様から保管の委託を受け、一括して現地の保管機関に当社名義で保管を行っております。よって、株主総会、債権者集会、受益権者集会または所有者集会等における議決権の行使または異議申立てについては、お客様名義での議決権は発行されない為、株主総会等にご参加していただくことが出来かねます。当社は、外国株式に関して、お客様からの議決権の行使について取り扱いしません。

7. ADRについて

- (1) 当社ではADRから現物株への交換、現物株の引出しはできません。
- (2) 租税条約、為替等のため、現地市場で買付けた現物株に対して支払われる配当金額と、同一株数相当のADRに対して支払われる配当金額は必ずしも一致しません。

8. 上場廃止について

- (1) 米国株式、ADRに関わらず、当社取扱銘柄が上場廃止となった場合、当社での取扱いを停止することがございます。また、この場合、株券をお客様にお返しすることはできません。
- (2) 上場廃止となった場合、アメリカ現地において、ケースによってはトランスファー・エージェントにおける記帳が凍結されることがございます。当社におきましては取扱銘柄の上場廃止、破産等がアメリカ現地で発表された場合、状況により移管について制限を設けさせていただくことがございます。
- (3) ニューヨーク証券取引所(NYSE、NYSE Arca 及び NYSE American)、ナスダック(NASDAQ)が売買制限を設けた場合に加え、当社が必要であると判断した場合、当社での売買に制限を設けさせていただくことがございます。

9. 移管・入出庫

現在のところ、出庫は受付けておりません。これに関して変更がある場合、当社所定の方法によりお客様に連絡することとします。

10. 税金

(1) 売買に関する税金

当社取扱手数料（国内における手数料限定）に対して消費税が課せられます。外国株式を売買した場合、国内金融機関が公示する為替レート（TTS/TTB）で換算した円貨の額により取得費及び譲渡収入の計算を行います。円貨換算後の譲渡損益の計算は、国内株式と同様のお取扱いとなり、売却した譲渡益は、他の所得と分離して、株式等の譲渡に係る譲渡所得等として課税されます。また、お客様は米国においては非居住者となるため、原則として米国における譲渡益に対する課税対象とはなりません。

【外貨決済でお取引した場合の円貨換算】

お買付時の取得費の計算及びご売却時の譲渡収入の計算は、外貨から円に換算し直して、計算する必要があります。お買付時は約定日の TTS 為替レートを、ご売却時は同 TTB 為替レートをを用いて計算を行い、算出された税額をお客様の円残高から控除いたします。

【円貨決済の場合】

外貨決済同様の計算方法で算出された税額をお客様の円残高から控除いたします。国内約定日に当社が決定した為替レートをを用いて計算を行うことができます。

(2) 配当に関わる税金

米国株式の配当に対する米国での課税は租税条約により 10%に定められています。ただし、企業の登記国や業態によって異なる税率が課せられる場合があります。ADR については発行会社の国により源泉徴収額が決められており、税率はそれら発行会社が所属される国と日本の間で結ばれた租税条約によります。なお、当社からお客様への配当金等のお支払い後に海外で税金が徴収された場合には、米ドルの現金残高にかかわらずお客様の口座より当該金額を差し引きます。このため、米ドルの現金残高が当該差引金額に満たなかった場合には、米ドル預り金不足が発生します。米ドル預り金不足は、米ドル預り金不足発生日の 2 国内営業日までに解消してください（※2）。

米ドル預り金不足が生じて解消しない場合、証券本口座内の円貨の残高の有無にかかわらず当社の任意により為替取引を行い（所定の為替スプレッドがかかります。）、円貨を米ドルに転換のうえで当該米ドル預り金不足に充当いたします。当該為替取引の結果、証券本口座（円貨）に預り金不足が発生した場合（※3）には、その金額を円貨でご入金いただく必要があります。

海外で税金が差し引かれた後の配当に対する国内での課税は基本的に国内株式と同様です。

※1 外国株式等の配当の国内源泉徴収額の計算には、国内株式と同様の税率が適用されます。現地の源泉徴収税控除後の額が、国内お支払い対象配当金となり、当該配当金を円貨に転換し、国内源泉徴収税を控除した残りが、お客様受取りの配当額となります。円貨に転換する為替レートは、(1)売買に関する税金と同様とします。

※2 当社で為替取引を行って解消させる場合には、為替取引の受渡日が解消期限と同日となるまでにお取引いただく必要があります。

※3 為替取引により円貨の預り金不足が発生していた場合は、速やかに不足金額を円貨で入金してください。預り金不足が解消されない場合には、取引を制限させていただくことがあります。

11. 取引のご注意

米国株式取引においてはニューヨーク証券取引所規則(New York Stock Exchange Constitution and Rules)及び全米証券業者規則(NASD Rules)に基づき、個別の取引及び結果報告について誤りがあつたと取引所等が判断もしくは認定した場合、一旦取引所等より約定報告を受けた取引であっても、事後的にその約定単価、約定数量が変更されること、またはそれ以外の調整・修正が行われることがあります。また約定自体が取り消されることがあります。また、一旦「不出来(失効)」の報告を取引所等より受けた取引について、事後的にその取引が約定したとされること、またはそれ以外の調整・修正が行われることもございます。上記の事後的な調整・修正等が行なわれた場合は、取引ツールでお知らせします。

12. 成行注文のご注意事項

成行注文においては、米国市場寄付前の買付注文時には前営業日の終値に対して、取引時間中の買付注文時には直近価格に対して、当社で定めた一定のレートを上乗せし買付余力を拘束いたします。なお、成行き注文時の余力拘束に係る参考価格（時価等）への上乗せレートは 15%です。（※1）。約定時点で買付余力の拘束額を超えて約定し、かつ米ドルの現金残高がなかった場合、米ドル預り金不足が発生いたします。米ドル預り金不足は、受渡日の前営業日までに解消してください（※2）。解消が確認できない場合は、証券本口座内の円貨の残高の有無にかかわらず当社の任意により為替取引を行い（所定の為替スプレッドがかかります。）、円貨を米ドルに転換のうえで当該米ドル預り金不足に充当いたします。当該為替取引の結果、証券本口座（円貨）に預り金不足が発生した場合（※3）には、その金額を円貨でご入金いただく必要があります。

※1 注文発注時の買付余力の拘束額は以下の計算式にて行います。

※2 当社で為替取引を行って解消させる場合には、為替取引の受渡日が解消期限と同日となるまでにお取引いただく必要があります。

※3 為替取引により円貨で預り金不足が発生していた場合は、速やかに不足金額を円貨で入金してください。預り金不足が解消されない場合には、取引を制限させていただくことがあります。

【買付余力の拘束額の計算】

< 寄付前の注文時 >

▶ 外貨決済の場合

前営業日の終値（米ドル）×上乗せレート（115%）×株数+手数料（米ドル）

▶ 円貨決済の場合

{前営業日の終値（米ドル）×上乗せレート（115%）×株数+手数料（米ドル）} ×
注文時概算為替レート×105%

< 寄付後/ザラ場中 >

▶ 外貨決済の場合

注文時点の直近価格（米ドル）×上乗せレート（115%）×株数+手数料（米ドル）

▶ 円貨決済の場合

{注文時点の直近価格（米ドル）×上乗せレート（115%）×株数+手数料（米ドル）}

×注文時概算為替レート×105%

※逆指値注文（成行価格）の場合、寄付前の注文時は前営業日の終値（米ドル）と参照価格を比較して、値段が高い価格をもとに計算いたします。寄付後・ザラ場中の注文時は、注文時点の直近価格（米ドル）と参照価格を比較して、値段が高い価格をもとに計算いたします。参照価格とは「注文する銘柄の株価が予め指定した価格になること」を指します。

※新規上場銘柄は上場日に初値が確定するまで、成行注文は受け付けできません。指値での注文のみ可能です。

以上